

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年6月15日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者 委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 川脇 幸子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 岡野 保雄 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 驛重 寛和 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用等の事業計画変更承認申請について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 重 森 陽

議長 ただ今から、令和5年第6回農業委員会総会を開催します。本日は西本委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それではまず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に重森委員と永田委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地転用等の事業計画変更承認申請について』
を議題といたします。

まずはじめに、議案第1号1番についてですが、こちらは、議案第1号2番の案件と関連するものです。ここで^{はかり}お諮りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第1号1番及び議案第1号2番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第1号1番及び議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。議案第1号1番及び議案第1号2番は、所有者の異なる2筆を、同一の譲受人が譲り受ける旨の申請です。申請地の2筆は、役場より北東2.4kmに位置する第一種農地です。位置は3条-1と3条-2で示しています。

取得目的は新規就農で、利用計画については、果樹類及び花卉類の栽培です。申請地は譲受人の自宅横に位置し通作が容易であること、また、譲受人は、営農者である親族からのサポートを受けながら、今後の営農に取り組む予定であることを申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

山本委員 申請地は譲受人〇〇さんの隣に位置する農地で、筆が2筆ありますが、現地は、ほ場整備の時に1町として土を入れて畑として作ってあるため、支障はありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番及び議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番及び議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 (議案の修正)

説明に入る前に、議案第1号3番について、訂正がございます。1ページ目の、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」3番の箇所ですが、こちらの4枚筆がある中の一番下のところ地番が、2470-9となっておりますが、こちら正しくは、2472-9 でございましたので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。それでは説明に戻ります。

ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南西1.9kmに位置する第二種農地です。位置は3条-3で示しています。

取得目的は経営規模拡大です。譲受人の自宅横の2470-14については、以前より譲受人が譲渡人から借り受けて耕作しており、取得後も引き続き家庭菜園地として利用予定です。その他の筆については、柿や栗などの果樹栽培を予定しているとのことです。申請地については、遠方に住んでいる譲渡人が管理が難しいという理由で、これまで長年に渡り、譲受人が草刈り等の維持管理を行

っていたということですので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、菜園として使われております。別に問題はありません。

南委員 はい、私の地区なんですが、この4ページの地図を見てもらったら、□□□□さん方の裏の方もですね、以前申請が出て現在太陽光の発電所になっています。ここの申請地以外のところもですね、この川尻さん方の向かい側がおそらく今から太陽光の申請が出るようなことを聞いています。まあそういうことで、家の周りが全部太陽光に囲まれたら、住みにくいということもあってですね、自分が土地を手に入れて耕作するというところで聞いています。その点から言えば農業上は、逆に管理がよく出来ると思いますので、問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南東2.4kmに位置する第三種農地です。位置は3条-4で示しています。

以上です。取得目的は家庭菜園で、利用計画については、季節野菜等の栽培です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

驛重委員 問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号4番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東2.4kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅です。

譲受人は、現在借家に住んでいますが、手狭であることを理由に申請地に家屋を建築するため、申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 ここは5年ぐらい前に一度、今回の申請のような話が上がっており、現地を見に行きました。その際は多少問題点もありましたが、指導を行い現在その問題点等も解消され、問題はないと思います。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 農地転用等の事業計画変更承認申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号9をご覧ください。申請地は、役場より北東1.3kmに位置する第三種農地です。位置は計画変更-1で示しています。

本件は、令和3年6月22日に転用許可済みの案件で、変更申請理由は、工事期間の延長です。遅延理由としては、9ページに記載のとおり、新型コロナウイルス蔓延のため、事業開始に遅延が生じ、建物工事自体への着手が大幅に遅れたからとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

山本委員 申請地は令和3年の6月の農業委員会で承認された土地でございます。現在この土地には現場事務所も建っており、工事を着手しております、コロナのための遅延ということなので、問題ありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和5年第6回田布施町農業委員会総会を閉会します。